第６章　基本構想を推進するために

この章の施策の推進方針

この章の取組については、全ての施策に関わるとの考え方に基づき施策を推進していきます。

- 市民一人一人が、お互いの個性を認め合い、思いやる心を大切にできるよう、人権が尊重される地域社会づくりを目指します。また、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動に対等に参画できる社会の実現に努めます。
- 外国人市民※が安心して生活できるように多文化共生※を推進し、相互理解の促進に努めます。
- 市民の声が反映されているまちづくりを実感できるように、市民ニーズを的確に把握するとともに、行政情報を積極的に発信し、市民参画の機会の充実に努め、市民と市が協働※して様々な施策に取り組んでいきます。
- 市の全ての施策、事業、業務を確実に実施し、継続的に見直すとともに、職員が意欲的に働くための環境づくりに努めていきます。
- 開かれた行政が実感できるように、積極的な行政情報の公開に努めます。
- 市の全ての施策、事業、業務を円滑に実施することができるよう、計画的・効果的な財政運営に努めていきます。

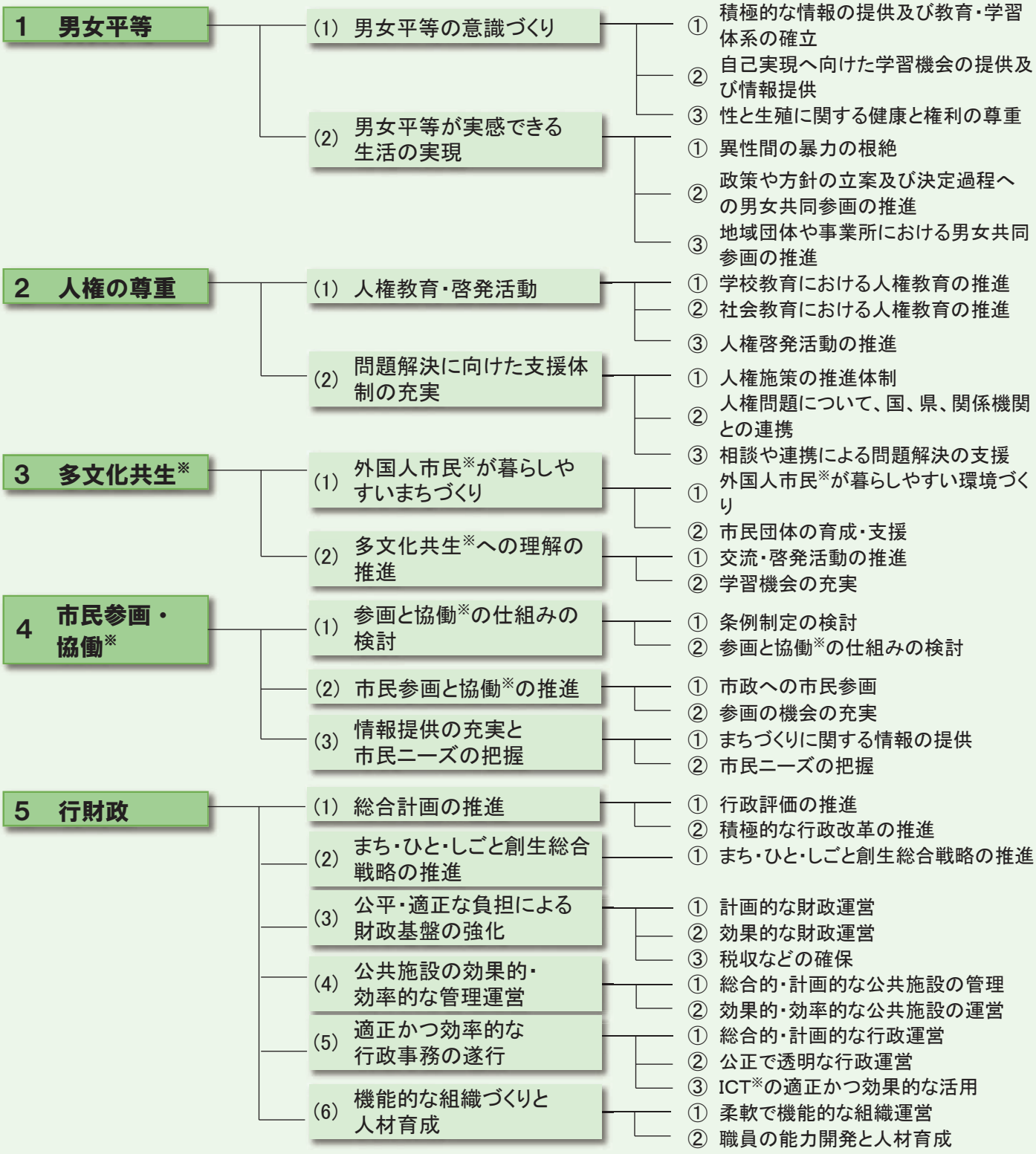
大柱
中柱
小柱
1 男女平等
(1) 男女平等の意識づくり
① 積極的な情報の提供及び教育・学習体系の確立
② 自己実現へ向けた学習機会の提供及び情報提供
③ 性と生殖に関する健康と権利の尊重
(2) 男女平等が実感できる生活の実現
① 異性間の暴力の根絶
② 政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進
③ 地域団体や事業所における男女共同参画の推進
2 人権の尊重
(1) 人権教育・啓発活動
① 学校教育における人権教育の推進
② 社会教育における人権教育の推進
③ 人権啓発活動の推進
(2) 問題解決に向けた支援体制の充実
① 人権施策の推進体制
② 人権問題について、国、県、関係機関との連携
③ 相談や連携による問題解決の支援
3 多文化共生※
(1) 外国人市民※が暮らしやすいまちづくり
① 外国人市民※が暮らしやすい環境づくり
② 市民団体の育成・支援
(2) 多文化共生※への理解の推進
① 交流・啓発活動の推進
② 学習機会の充実
4 市民参画・協働※
(1) 参画と協働※の仕組みの検討
① 条例制定の検討
② 参画と協働※の仕組みの検討
(2) 市民参画と協働※の推進
① 市政への市民参画
② 参画の機会の充実
(3) 情報提供の充実と市民ニーズの把握
① まちづくりに関する情報の提供
② 市民ニーズの把握
5 行財政
(1) 総合計画の推進
① 行政評価の推進
② 積極的な行政改革の推進
(2) まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進
① まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進
(3) 公平・適正な負担による財政基盤の強化
① 計画的な財政運営
② 効果的な財政運営
③ 税収などの確保
(4) 公共施設の効果的・効率的な管理運営
① 総合的・計画的な公共施設の管理
② 効果的・効率的な公共施設の運営
(5) 適正かつ効率的な行政事務の遂行
① 総合的・計画的な行政運営
② 公正で透明な行政運営
③ ICT※の適正かつ効果的な活用
(6) 機能的な組織づくりと人材育成
① 柔軟で機能的な組織運営
② 職員の能力開発と人材育成

１　男女平等

（１）男女平等の意識づくり
（２）男女平等が実感できる生活の実現

現状と課題

●急速な社会環境の変化とともに、男女ともに多様なライフコース（個人が一生の間にたどる道筋）が志向されるようになってきています。しかしながら、家庭や地域・職場などの市民生活に密着した場では、依然として性別による固定的な役割分業意識やそれに基づく社会慣行が根強く残っており、自己の持てる力を発揮しにくいと感じている人や不平等を感じている人などがいます。このようなことから、引き続き、男女平等の意識づくりに向けた取組が求められています。

●これまで、男女平等推進条例の制定及び男女平等推進行動計画の策定、また、配偶者暴力相談支援センター事業の開始や女性センターの開所など、様々な施策に取り組んできました。しかしながら、全国的にドメスティック・バイオレンス（DV）などの深刻な問題やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）などの課題も顕在化しています。このようなことから、引き続き、男女平等が実感できる生活の実現に向けた取組が求められています。

目指す姿

男性と女性が互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、あらゆる分野で活躍できるまちを目指します。

女性センター（それいゆぷらざ）

関連する個別計画：　男女平等推進行動計画（平成 28 年度～平成 37 年度）

具体的な施策

（1）男女平等の意識づくり　主担当課：人権庶務課

①積極的な情報の提供及び教育・学習体系の確立

●男女平等について、市民一人一人の理解が深まるよう積極的な情報提供に努めるとともに、性別による固定的な役割分業意識やそれに基づく社会慣行に、市民一人一人が気づき改善する力を養えるよう、教育・学習の機会の充実に努め人材育成を図ります。

②自己実現へ向けた学習機会の提供及び情報提供

●市民一人一人が、社会のあらゆる分野において、その個性と能力を発揮し自己実現が図れるよう、働く場での男女共同参画の意識の向上に努めるとともに、能力開発のための学習機会の提供や活動支援のための情報提供などに努めます。

指標	社会通念･慣習･しきたりなどで男女の地位は平等であるとする市民の割合	
社会通念･慣習･しきたりなどで男女の地位は平等であると考える市民の割合		
現状値（年度）	H32 年度目標値	H37 年度目標値
8.1% （H26 年度）	20%	20%

成果指標の推移

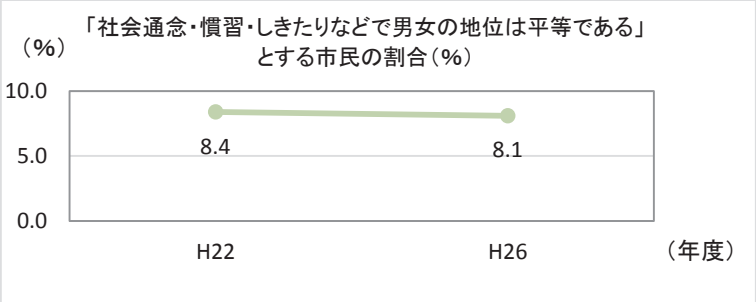

資料：平成 22 年度、平成 26 年度に実施した市民意識調査より

③性と生殖に関する健康と権利の尊重

●「性と生殖に関する健康と権利」（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の考え方について、男女がともに高い関心を持ち、正しい知識と理解を深めるための情報提供や学習機会の充実に努めます。

（2）男女平等が実感できる生活の実現　主担当課：人権庶務課

①異性間の暴力の根絶

●異性間暴力の防止に向けた積極的な情報提供や、被害者などの保護・支援に向けた相談体制の充実及び関係機関との連携を強化し、異性間の暴力の根絶に努めます。

②政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進

●市政のあらゆる分野に男女双方の意見が反映されるよう、市の審議会等における委員の男女比率の均衡に努めます。また、男女平等の推進を担う人材の育成に努めるとともに、政策や方針の立案・決定の場への参画の推進を図ります。

③地域団体や事業所における男女共同参画の推進

●町内会や自治会などの地域団体における女性の積極的な活動支援のため、男女平等に関する意識啓発や情報提供に努めます。また、市内事業所へのアンケート調査の実施など、事業所における男女平等の取組状況の実態把握に努め、男女平等の啓発と格差の解消への協力を依頼します。

指標	配偶者等から暴力を受けた場合に誰かに相談する女性の割合	
配偶者等から暴力を受けた場合に誰かに相談する女性の割合		
現状値（年度）	H32 年度目標値	H37 年度目標値
63.1% （H26 年度）	80%	80%

成果指標の推移

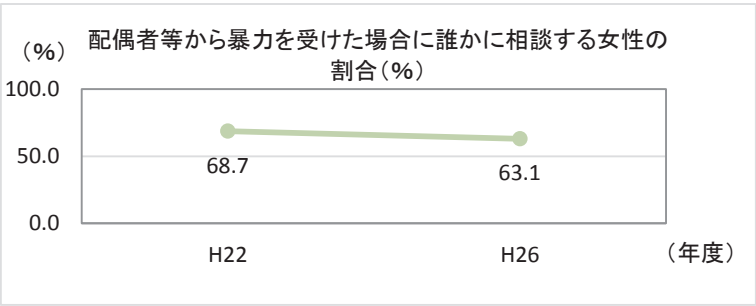

資料：平成 22 年度、平成 26 年度に実施した市民意識調査より

２　人権の尊重

（１）人権教育・啓発活動
（２）問題解決に向けた支援体制の充実

現状と課題

●人権尊重意識の醸成に向けて、人権教育、啓発活動などに取り組んできました。しかし、現代社会においては、いじめ※や児童虐待、ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）、インターネット上での誹謗・中傷など、様々な人権問題が発生しています。女性や子ども、高齢者、障害のある人、同和問題など、様々な人権問題の解決に向けて、地域、家庭、学校など、それぞれの状況に応じた人権教育の推進を図る必要があります。

●社会経済の発展に伴い、人権問題は複雑・多様化の傾向にあります。人権問題の正しい認識と理解を深めるための情報提供や啓発活動の推進を図る必要があります。

●人権侵害の事案は、全国的に増加傾向にあります。人権侵害被害者などを支援するため、相談体制の充実や、市民などが相談しやすい環境づくりが必要です。また、国や県、関係機関との連携を図る必要があります。

目指す姿

市民一人一人の人権意識・人権感覚が高まり、憲法で保障された基本的人権を互いに尊重し、認め合う、差別のない明るいまちを目指します。

人権の花運動

具体的な施策

（1）人権教育・啓発活動　主担当課：人権庶務課、教育指導課、生涯学習・スポーツ課

①学校教育における人権教育の推進

●学校の教育活動全体を通じて、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、豊かな人権感覚を育成できる教育活動を推進します。また、教職員が人権に関する正しい理解と認識を持って、人権教育を推進します。

②社会教育における人権教育の推進

●市民などの人権尊重意識の高揚と様々な人権問題についての正しい理解や認識を深めるための講演会や研修会、講座などの学習機会の提供に努めます。また、学校・家庭・地域など、それぞれの状況に応じた人権教育を推進します。

③人権啓発活動の推進

●市民一人一人が、お互いの個性を認め合い、思いやる心を大切にできるよう、女性や子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人など、様々な人権問題についての正しい理解と認識を深める啓発活動を推進します。

指標	人権に関する研修会・講演会参加者数	
人権研修会などの年間参加者数		
現状値（年度）	H32 年度目標値	H37 年度目標値
600 人 （H26 年度）	1,000 人	1,000 人

成果指標の推移

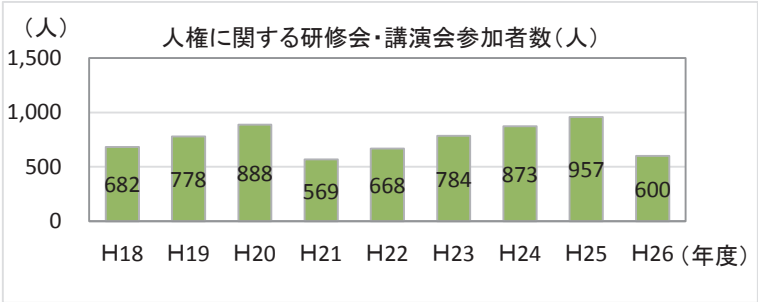

資料：生涯学習・スポーツ課

（2）問題解決に向けた支援体制の充実　主担当課：人権庶務課

①人権施策の推進体制

●人権施策の推進に当たっては、「朝霞市人権施策庁内連絡会」や「庁内人権問題研修推進員」などを活用しながら、計画的、効果的に人権施策を推進します。

②人権問題について、国、県、関係機関との連携

●様々な人権問題の解決に向け、国、県、近隣市町村、学校、事業所、民間団体などの関係機関との連携に努めます。

③相談や連携による問題解決の支援

●人権問題に関する市民などからの相談に対し、市及び関係機関が設置する各種相談窓口などと連携しながら人権侵害被害者の救済や支援に努めます。

指標	人権相談件数	
人権問題に関する年間相談件数		
現状値（年度）	H32 年度目標値	H37 年度目標値
10 件 （H26 年度）	24 件	24 件

成果指標の推移

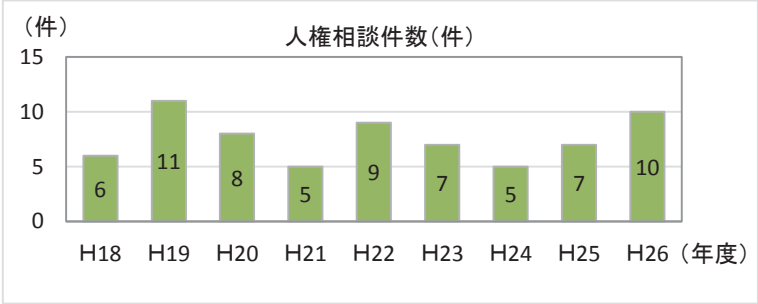

資料：人権庶務課

３ 多文化共生

（１）外国人市民※が暮らしやすいまちづくり
（２）多文化共生※への理解の推進

現状と課題

●現在も多くの外国人市民※が本市に在住しています。外国人市民※が、地域で孤立したり、生活習慣などの相互理解不足からトラブルに発展することがないよう、地域社会と外国人市民※をつなぎ、地域での話し合いを基にお互いの文化を理解しながら、生活上の問題などを相談・解決することができるようサポートする必要があります。

●多文化共生※に市民が関心を持てるように、地域社会に対する意識啓発が求められます。また、小学校においては教員が主体的に外国語活動の事業に取り組むための指導力の向上が必要です。

目指す姿

地域で暮らす外国人市民※を含めた市民がお互いの理解を深め、相互の文化や生活習慣について積極的に理解し、尊重しあって共生できるまちを目指します。

市内国際交流団体による彩夏祭の給水所

具体的な施策

（1）外国人市民※が暮らしやすいまちづくり　主担当課：地域づくり支援課

①外国人市民※が暮らしやすい環境づくり

●多言語での情報発信により、外国人市民※が安心して生活できる環境を整備し、相互理解の促進に努めます。

②市民団体の育成・支援

●身近な相互理解の機会を増やすため、市民団体の多文化共生※活動を支援していきます。

指標	国際交流に取り組む市内の団体数	
市民活動団体※のうち、国際交流に取り組む団体の数		
現状値（年度）	H32 年度目標値	H37 年度目標値
13 団体 （H26 年度）	17 団体	19 団体

成果指標の推移

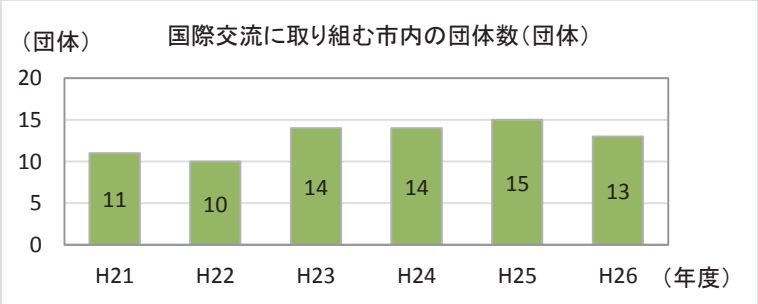

注：平成 20 年度以前はデータなし
資料：地域づくり支援課

（2）多文化共生※への理解の推進　主担当課：地域づくり支援課

①交流・啓発活動の推進

●異なる文化への偏見をなくし、ともに生きていく社会を目指し、異文化に触れる機会を増やすことで相互理解の促進に努めます。

②学習機会の充実

●小学校における外国語活動の充実に向け、ＡＬＴ（専任外国語講師）の配置や中学校におけるＡＥＴ（英語指導助手）による授業など、外国語の教科指導の充実に努めます。

指標	多文化推進サポーター実働回数	
外国人市民※への情報提供のサポートや、保育園や地域での外国の文化の紹介などを行う「多文化推進サポーター」の年間実働延べ回数		
現状値（年度）	H32 年度目標値	H37 年度目標値
20 回 （H26 年度）	30 回	36 回

成果指標の推移

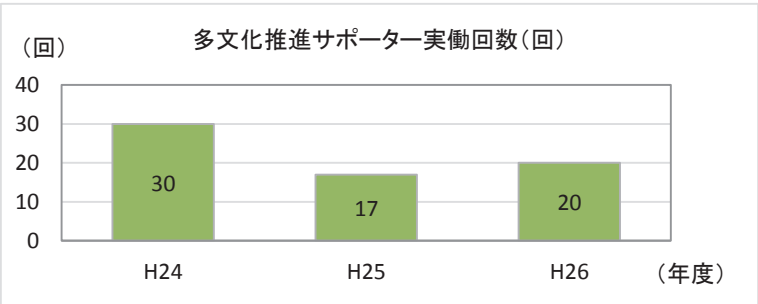

注：平成 24 年度開始事業であるため、平成 23 年度以前はデータなし
資料：地域づくり支援課

４ 市民参画・協働

（１）参画と協働※の仕組みの検討
（２）市民参画と協働※の推進
（３）情報提供の充実と市民ニーズの把握

現状と課題

●市民活動支援ステーション※を拠点としてNPO※の支援に努めてきました。また、審議会等の公募委員候補者名簿を作成しましたが、今後は、市民の皆さんに興味を持ってもらい登録数をどう増やすかが課題です。

●また、市の事業の企画・運営等への参加では、基地跡地の暫定利用広場「朝霞の森」や公園・道路の植樹帯※の維持管理のほか、自治基本条例※の検討を行う市民ワークショップ※などの取組も進んでいることから、今後も、市政をより身近なものとし、市政への市民参画を進めていく必要があります。

●広報については、これまで広報紙やホームページのほか、ツイッターやフェイスブック、テレビ埼玉のデータ放送、メール配信など広報手段の拡充を図ってきました。今後は、これらのツールを市民に見てもらえるよう効果的な情報発信について検討する必要があります。また、広聴については、市政モニター※制度など、よりよい広聴の在り方についてさらに検討していく必要があります。

目指す姿

情報公開の総合的な推進を図ることにより、公正で透明な行政を推進し、市民がまちづくりへ積極的に参画できるまちを目指します。

具体的な施策

（１）参画と協働※の仕組みの検討　主担当課：政策企画課

① 条例制定の検討

●市民と市が協働※して朝霞の自治を考えていくとともに、自治基本条例※の制定について検討します。

② 参画と協働※の仕組みの検討

●本市における新たな参画と協働※の仕組みについて検討していきます。

自治基本条例※を考える市民の会

（2）市民参画と協働※の推進　主担当課：政策企画課

①市政への市民参画

●市が実施する様々な事業などに多くの市民が引き続き参画できるよう取り組んでいきます。

②参画の機会の充実

●市の様々な施策の企画段階から実施、評価に至るまで、審議会の委員のほか、懇談会やワークショップ、パブリック・コメントなど、市民参画の機会の充実に努めるとともに、ＮＰＯ※など市民活動団体※への支援に努めます。

指標	審議会等公募市民の割合	
審議会などにおける公募市民の参加割合（年間）		
現状値（年度）	H32 年度目標値	H37 年度目標値
8.1% （H26 年度）	20.0%	20.0%

成果指標の推移

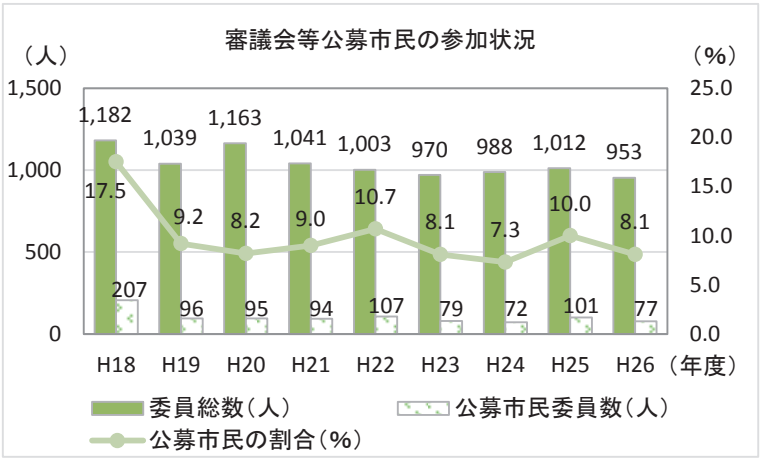

資料：政策企画課

（3）情報提供の充実と市民ニーズの把握　主担当課：市政情報課

①まちづくりに関する情報の提供

●広報紙やホームページなどの広報媒体の充実を図り、行政情報を分かりやすく市民に提供します。また、新たな情報提供手段の可能性を踏まえつつ、ツイッターやフェイスブックなどのＳＮＳを活用し、それぞれの特性を生かした迅速かつ効果的な情報提供を行います。

②市民ニーズの把握

●各種計画を策定する際には市民ニーズを幅広く収集するとともに、市政モニター※制度の充実を図り、各課が保有する個別の懸案事項について市民ニーズを収集します。また、「市への意見・要望」を継続し、市民の個々の要望を伺います。

指標	広報紙配布世帯（率）	
市内全世帯に対して配付した世帯（率）。平成 26 年 5 月から全戸配布。		
現状値（年度）	H32 年度目標値	H37 年度目標値
100% （H26 年度）	100%	100%

成果指標の推移

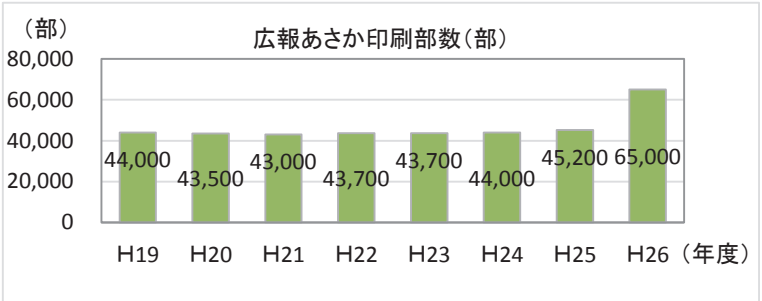

注：H26 年度からポスティングにより全戸配布を実施している。

資料：市政情報課

５ 行財政

（１）総合計画の推進
（２）まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進
（３）公平・適正な負担による財政基盤の強化
（４）公共施設の効果的・効率的な管理運営
（５）適正かつ効率的な行政事務の遂行
（６）機能的な組織づくりと人材育成

現状と課題

●第４次総合振興計画後期基本計画の期間に合わせ第４次行政改革を実施し、「使用料・手数料の見直し方針」を決定したほか、「朝霞市定員適正化方針」を策定し、新組織機構及び職員定数の運用を開始しました。また、「朝霞市人材育成基本方針」を策定し、運用を開始しました。引き続き、今後の人口推移などの社会状況の変化を見極める必要があるほか、市の財政状況などを鑑み、さらなる行政改革の取組が必要です。

●公共施設についてファシリティマネジメント※の手法を用いて適切な維持管理について検討しています。今後は、いかに住民サービスを維持しながらコストを縮減していくかが課題です。

●平成 26（2014）年４月に機構改革を実施しましたが、第５次の計画期間においても社会状況や地方分権※に合わせ、市民ニーズに的確に対応するため、柔軟に組織・機構の見直しとともに、定員の適正化に努めていくことが必要です。

●「まち・ひと・しごと創生法（地方創生法）」に基づいて策定した市の「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」を継続的に検証していく必要があります。

目指す姿

効率的で効果的な行財政運営が行われることで、市民が必要とするサービスが十分に行き渡っているとともに、財源を確保し、安定的な財政運営が行われているまちを目指します。

具体的な施策

（１）総合計画の推進　主担当課：政策企画課

①行政評価の推進

●ＰＤＣＡ（計画ー実施ー点検ー改善）による行政運営に努めるため、行政評価制度に基づいて市の内部評価を行うほか、市民の視点に立った外部評価を行うことにより、施策や事業等を継続的に見直すとともに、指標を含めた行政評価の運用方法の見直しに努めます。

②積極的な行政改革の推進

●市民ニーズに柔軟に対応するため、施策や事業の効果と効率を見極めながら積極的に行政改革を推進します。

指標	目標を達成した施策の割合（施策評価）	
各年度の施策評価の達成度について“A（大きく上回る成果が上がっている）”及び“B（順調に成果が上がっている）”を選択した施策の割合		
現状値（年度）	H32 年度目標値	H37 年度目標値
88.42% （H26 年度）	100%	100%

成果指標の推移

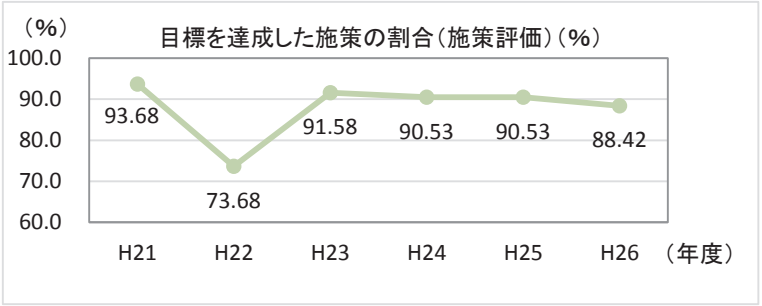

注：平成 21 年度実施施策分から評価を開始しているため、平成 20 年度以前はデータなし
資料：政策企画課

関連する個別計画：　朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 27 年度～平成 31 年度）
公共施設等総合管理計画（平成 28 年度～平成 77 年度）

（2）まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進　主担当課：政策企画課

①まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進

●本市における人口動態や地域経済などの社会状況を踏まえて策定するした「朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づいて施策を推進します。また、総合戦略の成果を客観的に検証するとともに、検証結果を踏まえて施策を見直します。

（3）公平・適正な負担による財政基盤の強化　主担当課：財政課、収納課

①計画的な財政運営

●多様で高度化する市民ニーズに応える効率的で安定した行政サービスを提供するため、実施計画に基づいた中期的な財政計画を策定し、計画的な財政運営を図ります。

②効果的な財政運営

●厳しい財政状況を踏まえ、行政サービスの提供において、最少の経費で最大の効果をあげるため、事業の選択と集中の実施や経費の精査を行い、効果的な財政運営を図ります。

③税収などの確保

●税制改正や課税対象を的確に把握し、適正な課税を行います。また、口座振替の奨励、コンビニエンスストアでの収納、休日納税相談、電話催告の実施、差押などの滞納処分により税収などの確保を図ります。

指標	市税収納率（現年分）	
市税収入額を調定額で除したもの		
現状値（年度）	H32 年度目標値	H37 年度目標値
98.7% （H26 年度）	98.9%	99.1%

成果指標の推移

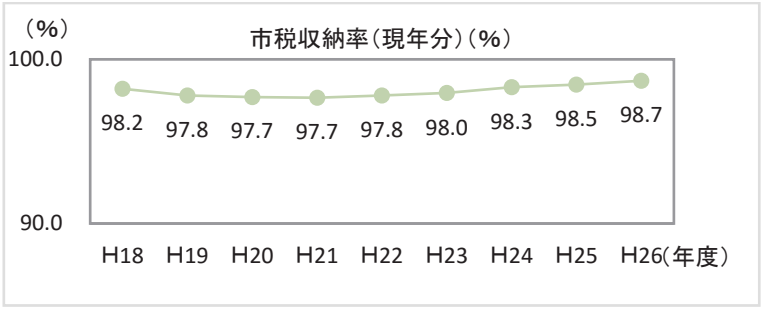

資料：収納課

（4）公共施設の効果的・効率的な管理運営　主担当課：財産管理課

①総合的・計画的な公共施設の管理

●市の公共施設を安全に利用していただくとともに、市の建物、道路、橋梁、上･下水道などの機能を有効に活用するため、公共施設等総合管理計画に基づき、老朽化対策をはじめ、適切な施設管理に努めます。

②効果的・効率的な公共施設の運営

●民間との適切な連携を進めながら、公共施設のサービスの質の向上や効率的な施設運営に努めます。

指標	個別施設計画の策定	
中長期的な取組の方向性を示した公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの対応方針を定めた計画を策定する。		
現状値（年度）	H32 年度目標値	H37 年度目標値
未策定	策定	更新

（５）適正かつ効率的な行政事務の遂行　主担当課：政策企画課、市政情報課、財産管理課

①総合的・計画的な行政運営

●各種計画とその進行管理を効果的に実施し、合わせて施策、事業の効果と効率を見極めながら、市民のニーズに対応した柔軟な市政運営に努めます。

●施策を確実に実施するに当たり、主担当課及び関連する課をもって総合的に、適正かつ効率的に事務を遂行します。

指標	事務改善件数	
各年度における全課から出された事務改善件数の合計		
現状値（年度）	H32 年度目標値	H37 年度目標値
67 件 （H27 年度）	100 件	100 件

成果指標の推移

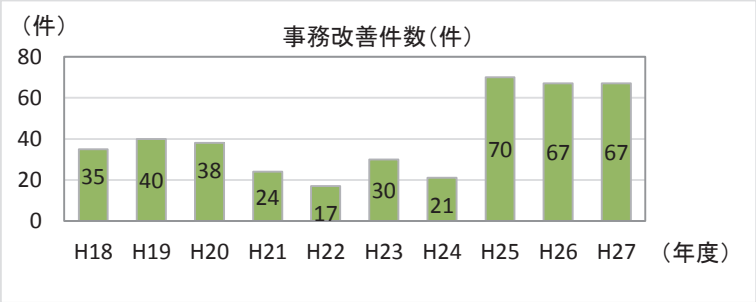

資料：政策企画課

②公正で透明な行政運営

●公正で透明な行政運営を図るため、市政に関する情報を積極的に公表又は提供し、情報の共有化を図ります。

●情報公開制度の円滑で適正な運用を図るため、公文書の適正な管理に努めます。

●個人情報の保護を徹底し、情報管理における危機管理体制の充実を図ります。

●公正で透明性の確保された入札の執行により、適正な契約管理を行います。

●検査や監査など、市の事務事業に対するチェック機能の充実に努めます。

③ＩＣＴ※の適正かつ効果的な活用

●ＩＣＴ※の適正かつ効果的な活用により、事務の効率化や安全性の確保を図るとともに、市民が利用しやすい行政サービスの充実に努めます。

（６）機能的な組織づくりと人材育成　主担当課：政策企画課、職員課

①柔軟で機能的な組織運営

●地方分権※による権限移譲※や新たな行政課題などに対応するため、総合調整機能の強化を図りながら、組織の効率的・弾力的な運営に努めます。

指標	機能的な組織づくりと人材の育成の推進	
組織の強化と職員の育成の２つを柱として行政サービスの強化を図っていく。		
現状値（年度）	H32 年度目標値	H37 年度目標値
推進	推進	推進

②職員の能力開発と人材育成

●人材育成基本方針に基づき、研修の充実や人を育てる職場づくりの推進を図るとともに、人事考課制度を活用することで職員の能力開発を進め、多様な市民ニーズに対応できる職員の育成を図ります。